

平成28年度農政に向けた建議書

平成27年12月

登米市農業委員会

平成28年度登米市農政に向けた建議

はじめに

昨年の米価下落は、これまでにない過去最低の水準にまで落ち込み、農家経済はとても厳しい状況となりました。政府もその対策に重点を置き『強い農林水産業』を掲げ農政改革に取り組みました。米の生産調整の見直しや飼料用米の本作化、そして水田フル活用をしながら6次産業化による農業所得の倍増、さらには農地中間管理機構（農地バンク）を活用し、10年間で全農地の8割を担い手に集積し、日本型直接支払い制度等を充実させ『農業成長産業化』を目指しています。また、低迷する米価への万全な対応や農業収入の減額分を少なくするための保険制度の検討、農産物の輸出拡大や農村整備に伴う土地改良の推進も掲げられています。

一方、農村の現場においては、高齢化や後継者不足に悩む様子が浮き彫りとなり、農地を預かる担い手がいくら規模拡大や低コスト化に取り組んでも販売環境の悪化は改善されず、むしろ経営は厳しくなるばかりです。そこへ追い討ちをかけるTPPの大筋合意は、国会決議が守られたとは到底思えない内容で、国内農畜産物の消費減少につながり、米をはじめとした農産物の需要は落ち込むばかりであります。

美しい農村・農業を守り、担い手を育てることは、食料自給率（力）の観点からも国の責任は重大です。これまで地域が支え築き上げてきた景観形成や環境整備、伝統文化等の継承に関しても住民の理解と協力がなくてはなりません。

市においても若い後継者が夢と希望の持てる農業を維持できるように、これまでどおり御支援をいただき、国や県に対してTPP交渉の結果を踏まえた新たな支援策を講じるよう働きかけを強くお願ひするものです。

1. 『国内農産物消費の減少対策および食料自給率の向上について』

世界では約8億500万人（2014.9.16国連発表）が飢餓状態といわれ食料需給は逼迫傾向にあり、これまでのように国内の食料に不足があれば海外からいつでも輸入できるという考えが通じなくなる恐れがあります。

現在、国内では農地をフル活用して食料の増産対策を講じていますが、農業経営の再生産が危ぶまれるほどの危機的な状況下では、目標とする食料自給率が45%に届くことがありませんでした。

一方で消費者には、国内で農産物を受給できることの重要性が理解されていないことが、輸入品との価格差による国内農産物の購入控えや主食の米離れに繋がり、より一層厳しい状況となっています。先進国ほとんどでは食料安保の考えから食料受給率を高めるためのいろいろな施策を行っています。

このことから食材豊富な登米市として、次の4項目について対策を講じること。

- ① 農業を身边に感じられるよう幼少の頃から土に親しむ環境をつくり、食により身体と心が育まれていることを実感できる食農教育を推進すること。
- ② 環境保全米などの農産物が食卓に届くまでの農作業の様子やJAや集落等が実施している田んぼの生き物調査等の紹介、国内の農産物を守ることが、環境を守ることへ繋がっていることを理解してもらえるよう市のホームページ等を活用し、より一層消費者へアピールすること。
- ③ 消費者交流を通して登米市農産物の情報開示とリスクコミュニケーションを図り、さらに報道機関等を利用しながら、安心安全な登米市（国内）農産物の需要拡大に向けてあらゆる手段を講じること。
- ④ 近年のインターネット販売の増加は驚くべき程増加しており、特に重量のある米販売は増加傾向にあります。インターネット販売のターゲットは全世界でホームページの作り方によっては大きな可能性があることから、本市が取り組んでいる環境保全活動等のPRとインターネット販売を絡めた展開を検討すること。

2. 『新規就農者等への支援強化と担い手対策について』

担い手対策は、毎年さまざま施策が行われていますが、農業者の平均年齢だけがスライド的に上がり、農家戸数が減少しているのが現状です。

また、少子高齢化により米の消費が年々減少し、生産調整を実施していますが、米余り等の原因から米価の大幅な下落となっています。農家所得が大きく減少し、後継者が農業で自立できない状況では、担い手の育成が困難な

状況にあります。稲作は本市の基幹作物であり、米価の大幅下落は農業経営を不安定にし、農業後継者は意欲を失いつつあります。

のことから、次の5項目について対策を講じること。

- ① 国の農業政策は短期間で変更され、経営方針が定まらず担い手育成に大きく影響していることから、安定的な経営が出来るよう日本農業の基本政策を長期計画とするよう国に要望すること。
- ② 支援については多くあるが一時的なもので、資金面、栽培技術や販売など総合的サポートがなければ多様な農業情勢の中で新たに収益性のある作物の栽培に取り組むことが困難と考えられます。のことから、県・市・農協が一体となった支援機関の創設について検討すること。
- ③ 登米市の基幹産業と位置付ける農業を守ってゆくためには、後継者の早期育成と新規就農者への支援強化が必要です。農業所得の低下が担い手の集まらない一番の問題であることから、若者が安心して農業経営が出来る最低保障制度等として一定収入が確保出来る基礎対策制度の創設を国・県へ要望すること。
- ④ 農作業新技術導入の発表会で、ドローンでの農作業技術や有人トラクターと無人トラクターの協調作業の紹介が行われました。今後、就農人口の減少と高齢化が進む日本ではロボット技術の導入が不可欠と考えられます。登米市においても世界に先駆け2~3年後に実用化されるという有人無人トラクターの協調作業に備え、若い担い手が興味と夢を持って取り組めるよう検討すること。
- ⑤ 今年度の米概算金はやや持ち直したものの、米価の低減傾向は今後も続く状況にあることから、稲作から園芸・畜産・6次化等を組み合わせた複合経営を推進すべきであります。さらに経営体強化は一人では限度があり、法人化を一層推進すること。また、女性の視点やマーケティングのプロを巻き込んだ経営体育成についても検討すること。

3.『持続可能な農業基盤の確保について』

TPPの交渉は、国民に情報を開示しないまま大筋合意されましたが国会決議が守られたとは到底思えない内容が数多くあります。特に影響が懸念される農産物の価格低下により農業関係者は将来に大きな不安を抱えていることから、これから農家が安心して生産ができるよう持続可能な農業基盤の確保と、国が責任を持って行う国内対策が不可欠であります。

のことから、次の5項目について対策を講じること。

- ① 農家所得を確保するため現在行っている所得安定対策の継続と農業保険制

度の創設を国へ要望すること。

- ② 輸入畜産物に対する関税の大幅削減が心配されることから、畜産クラスター（高収益型畜産体制構築事業）を活用した増頭対策以上の新たな畜産制度創設を国に要望すること。
- ③ 海外に向け「安心・安全・美味しい日本の農畜産物」のアピールと輸出に向けた取り組みを国に要望すること。
- ④ 新規就農者や担い手が規模拡大や低コスト化に取り組むためには、中山間など条件不利地も含めて基盤整備を進めが必要あります。中間管理事業の農地集積を行う重点実施区域に限っては、国の支援制度があるものの、それ以外にあっては無いことから、中山間地域等の条件不利地を対象とした簡易ほ場整備に対する支援を国に要望すること。
- ⑤ 耕作放棄地の課税強化により税が払えなければ、農家は貴重な財産（農地）を手放すことになります。中間管理機構に貸し出すにしても機構は当初から借り手が見込めない農地は引き受けない方針にいます。

農家が貸したくても貸せずに税負担のみが強化されるという事態が懸念されます。このことから遊休農地への課税強化というペナルティでは根本的な課題は解消にはならないので改めて課税強化の見直しをするよう国に要望すること。

4. 『気候変動への対応について』

今回の台風18号による災害では本市においても水稻や大豆の冠水により品質の低下が懸念されます。近隣の栗原市や大崎市では、死者や冠水などによる甚大な被害が発生しており、実りの秋とはいえども安心してはいられない状況であります。

このように、近年の気候はダイナミックに変動し、外国だけでなく島国の日本付近においても干ばつや大雨による災害が増加し、中でも台風の大型化による被害の拡大が危惧されます。

地球温暖化等の影響とも言われているこの気候変動への対策は短期間に対応できるものでなく、将来への危機管理として気候変動を予測した施策を検討すること。また、西日本は将来的に亜熱帯となり、宮城県においても適地作物が変化するといわれています。このことから長期的な気候変動を考慮し作物転換を視野に入れた対応を検討すること。特に米については高温障害の発生により乳白が発生し品質低下を招いており、宮城県の独自品種として新たな品種を開発するよう県に要望すること。

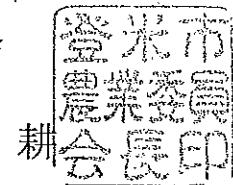
以上、平成28年度予算編成並びに事業の実施について特段のご配慮を賜りたく、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により建議します。

平成27年12月4日

登米市長 布施 孝尚 様

登米市農業委員会

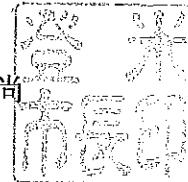
会長 秋山



登市公第27号
平成28年4月19日

登米市農業委員会
会長 秋山耕様

登米市長 布施孝尚



平成28年度農政に向けた建議について（回答）

平成27年12月4日付けで提出のあったことについて、別紙のとおり回答します。

記

1. 国内農産物消費の減少対策および食料自給率の向上について
2. 新規就農者等への支援強化と担い手対策について
3. 持続可能な農業基盤の確保について
4. 気候変動への対応について

担当：登米市総務部市長公室
秘書総務係 主査 高倉 徹
TEL：0220-22-2090（直通）
FAX：0220-22-9164
E-mail：shichokoshitsu@city.tome.miagi.jp

平成28年度農政に向けた建議に係る回答について

昨年12月農業委員会より、平成28年度農政に向けて、1.「国内農産物消費の減少対策および食料自給率の向上について」、2.「新規就農者等への支援強化と担い手対策について」、3.「持続可能な農業基盤の確保について」、4.「気候変動への対応について」の4点についての建議書をいただいております。

このことについて、次のとおり回答いたします。

1. 国内農産物消費の減少対策および食料自給率の向上について

はじめに1点目の「国内農産物消費の減少対策および食料自給率の向上について」です。

- ① 農業を身近に感じられるよう幼少の頃から土に親しむ環境をつくり、食により身体と心が育まれていることを実感できる食農教育を推進すること。

子供たちに農作物を育てる楽しさや収穫の喜びなど、農業への理解や関心を高めることは将来の担い手確保にも繋がる重要な対策であると考えておりますので、関係機関との連携を図り、農業体験や農業見学会などを通じて子供たちに「食」と「農」の大切さを伝えてまいります。

また、本市の食育推進の基本である「元気とめ食育21計画」との連携を図りながら、本市の恵まれた土壌から生産される豊富な食材を活用した食農育活動の輪が、広く市民の皆様に浸透していくよう努めてまいります。

- ② 環境保全米などの農産物が食卓に届くまでの農作業の様子やJAや集落等が実施している田んぼの生き物調査等の紹介、国内の農産物を守ることが、環境を守ることへ繋がっていることを理解してもらえるよう市のホームページ等を活用し、より一層消費者へアピールすること。

これまで本市が誇る環境保全米や環境に配慮して生産された安全で安心な農産物について、生産過程やその生産背景となる地域の景観等を含め動画を作成し、市のホームページからリンクしパソコンやスマートフォン等で閲覧できる体制を整えるなど、消費者に分かりやすく、また魅力的に伝わるよう取り組んできたところです。

なお、平成27年度からは、より視聴者が一般的に検索できるよう、民間の動画配信サイトであるユーチューブにも掲載し、視聴者へのアピールを図っていますが、今後も継続して登米市農産物の魅力発信に取り組みます。

- ③ 消費者交流を通して登米市農産物の情報開示とリスクコミュニケーションを図り、さらに報道機関等を利用しながら、安心安全な登米市（国内）農産物の需要拡大に向けてあらゆる手段を講じること。

首都圏・仙台圏等の消費地における商談会への参画や飲食店等を対象とした本市産食材の利用の提案を行い、販路の拡大を図るとともに、こうした機会を通じて、実需者、消費者や報道機関に対して、本市の環境保全型農業の取り組みや本市産農畜産物の安全性に関する情報提供を行うよう努めてまいります。

- ④ 近年のインターネット販売の増加は驚くべき程増加しており、特に重量のある米販売は増加傾向にあります。インターネット販売のターゲットは全世界でホームページの作り方によっては大きな可能性があることから、本市が取り組んでいる環境保全活動等のPRとインターネット販売を絡めた展開を検討すること。

これまで作成した多くの農産物紹介動画を活用して、登米市産農産物を販売するインターネット販売ホームページに対するリンク許可など商品の魅力を伝える効果的な販売促進ツールとしての活用に取り組むなど、環境保全活動等のPRとインターネット販売を絡めた展開を検討してまいります。

2. 新規就農者等への支援強化と担い手対策について

次に、2点目の「新規就農者等への支援強化と担い手対策について」です。

- ① 国の農業政策は短期間で変更され、経営方針が定まらず担い手育成に大きく影響していることから、安定的な経営が出来るよう日本農業の基本政策を長期計画とするよう国に要望すること。

これまで宮城県市長会をはじめとした要望活動などにおいて、地域の担い手となる農業者が営農意欲を失うことなく、持続的な農業経営に取り組むため特段の措置を講ずるよう、国に対する働きかけを行ってきたところです。

今後も、担い手の育成・確保と経営の安定化に向けた、新たな支援策の創設や支援措置が継続されるよう国に対して働きかけてまいります。

- ② 支援については多くあるが一時的なもので、資金面、栽培技術や販売など総合的サポートがなければ多様な農業情勢の中で新たに収益性のある作物の栽培に取り組むことが困難と考えられます。このことから、県・市・農協が一体となつた支援機関の創設について検討すること。

農業経営の維持、農業生産の拡大を図るために、地域の営農戦略をしっかりと構築し取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、今後も、

県・JA等関係機関で構成する登米市農業振興協議会などにおいて本市農業の現状と課題を分析しながらその解決方策を検討するとともにその対策を進めてまいります。

- ③ 登米市の基幹産業と位置付ける農業を守ってゆくためには、後継者の早期育成と新規就農者への支援強化が必要あります。農業所得の低下が担い手の集まらない一番の問題であることから、若者が安心して農業経営ができる最低保障制度等として一定収入が確保出来る基礎対策制度の創設を国・県へ要望すること。

今後も新規就農者、農業後継者の育成・確保のため、就農相談や就農研修、農地確保などの支援に努めてまいります。

また、若者が安心して農業経営ができる制度については、国の新たな食料・農業・農村基本計画においても農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について検討を進めることとしており、その動向に注視してまいります。

- ④ 農作業新技术導入の発表会で、ドローンでの農作業技術や有人トラクターと無人トラクターの協調作業の紹介が行われました。今後、就農人口の減少と高齢化が進む日本ではロボット技術の導入が不可欠と考えられます。登米市においても世界に先駆け2~3年後に実用化されるという有人無人トラクターの協調作業に備え、若い担い手が興味と夢を持って取り組めるよう検討すること。

農業新技术の導入については、国庫補助事業として「産地パワーアップ事業」が新たに創設され、トラクターのGPS自動操舵システムの導入や、ICTを活用した高性能機械の導入による水田・畑作作業の効率化などについてもメニュー化されたことから、農業者の実際の導入要望も踏まえ、新技術の導入による若者世代の営農意欲の向上のため、積極的に周知・啓発を図ってまいります。

- ⑤ 今年度の米概算金はやや持ち直したものの、米価の低減傾向は今後も続く状況にあることから、稲作から園芸・畜産・6次化等を組み合わせた複合経営を推進すべきあります。さらに経営体強化は一人では限度があり、法人化を一層推進すること。また、女性の視点やマーケティングのプロを巻き込んだ経営体育成についても検討すること。

米価の低減傾向は今後も続くと予想されることから、園芸や畜産などを組み合わせた複合経営は重要であると認識しております。

また、農林漁業者が自ら加工、流通、販売等を行う6次産業化についても、経営の複合化、多角化につながると考えており、総合化事業計画の認定事業者を中心としながら、地域の生産者や企業が広く参画し、地域内で資源と資金が循環する「地域ぐるみの6次産業化」を推進してまいります。

あわせて、マーケティングの知見を有するなど、経営感覚を持った担い手の育

成や法人化の推進にも努めてまいります。

3. 持続可能な農業基盤の確保について

次に、3点目の「持続可能な農業基盤の確保について」です。

- ① 農家所得を確保するため現在行っている所得安定対策の継続と農業保険制度の創設を国へ要望すること。

所得安定対策の継続については、認定農業者等これから登米市農業を担う農業者の所得確保のために欠かせない制度と考えておりますので、国及び関係機関へ要望してまいります。

農業保険制度の創設については、その動向に注視していきます。

- ② 輸入畜産物に対する関税の大幅削減が心配されることから、畜産クラスター（高収益型畜産体制構築事業）を活用した増頭対策以上の新たな畜産制度創設を国に要望すること。

畜産クラスターについては、平成27年3月に登米市畜産クラスター協議会を設立し、施設整備や家畜導入事業に取り組んでおります。

今後、安価な牛肉等の輸入増加も懸念されることから、生産基盤の維持拡大を図るため、畜産クラスター事業を最大限に活用するほか、畜産農家が必要とする制度創設について、関係機関と連携を図り国に対して要望してまいります。

- ③ 海外に向け「安心・安全・美味しい日本の農畜産物」のアピールと輸出に向けた取り組みを国に要望すること。

本市においては、既に市内のいくつかの事業者が、香港や台湾などのアジア諸国への輸出に取り組んでいるところであり、市としても、県が主催する「宮城県食品輸出促進協議会」などに参画しながら輸出に関する情報収集や地域の事業者への支援を行っております。

平成28年度からは、輸出に向けた継続した商談を支援できるような市独自の支援策を創設することとしておりますが、さらなる我が国の農畜産物の輸出の振興や取組体制の充実について、国等に要望してまいります。

- ④ 新規就農者や担い手が規模拡大や低コスト化に取り組むためには、中山間など条件不利地も含めて基盤整備を進めることが必要であります。中間管理事業の農地集積を行う重点実施区域に限っては、国の支援制度があるものの、それ以外にあっては無いことから、中山間地域等の条件不利地を対象とした簡易ほ場整備に対する支援を国に要望すること。

中山間地等においても、ほとんどの農地が農業振興地域内にあり、農地 中間管理事業を活用することが可能な地域となっていますが、事業の導入が難しい地域となっています。今後、営農条件不利地における事業の導入を推進しながら、国に対する支援制度の拡充や創設を要望してまいります。

- ⑤ 農家が貸したくても貸せずに税負担のみが強化されるという事態が懸念されます。このことから遊休農地への課税強化というペナルティでは根本的な課題は解消にはならないので改めて課税強化の見直しをするよう国に要望すること。

平成27年12月に閣議決定した「平成28年度税制改正の大綱」においては、「農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、評価方法の変更を平成29年度から実施するため、所要の措置を講ずる。」としておりますが、本市における耕作放棄地及び農地の集積・集約化への課題解決に繋がるものなのかどうか今後もその動向に注視してまいります。

4. 気候変動への対応について

最後に、4点目の「気候変動への対応について」です。

昨年の台風18号による災害では、登米市においても河川からの溢流等により、農地の冠水等の農作物被害が発生し、本市においても「登米市平成27年度農作物等豪雨災害対策事業補助金」を創設するなど、迅速に対応してきたところです。

また、今後も近年の温暖化等、気候変動に伴う降雨被害などが懸念されることから、ストックマネジメント事業による排水機場などの適正な維持管理に努めてまいります。

長期的な気象変動を考慮した作物転換につきましては、県機関である農業試験場、園芸試験場の試験研究成果を踏まえ、関係機関の指導をいただきながら推進してまいります。

以上、いただきました「建議書」の内容を踏まえ、若い後継者が夢と希望の持てる農業が維持できるよう、今後の施策及び事務事業に反映するとともに国、県に対する働きかけを行ってまいります。